平成 ２６ 年 ５月２２日

ふれあい通信

第９号

運転する前に・・・

シートベルト・チャイルドシートの着用を！

車に乗ったらシートベルトを着用する、６歳未満の子どもを車に乗せる時はチャイルドシートを使用する、誰もが知っている交通安全の基本です。
後部座席に乗る時も必ず守り、万が一事故に遭った場合に備えましょう。

滋賀県のシートベルト着用率（運転席）

97.5%　全国33位

平成25年10月　シートベルト着用率全国調査による

助手席や後部座席でもシートベルトはしなければいけません

運転者は、助手席や後部座席に乗せた人に、シートベルトを必ず着用させましょう。　**運転者の違反点数　１点**

滋賀県のシートベルト着用率
助手席　91．8%（全国41位）　後部座席　43．3%（全国9位）

エアバックはシートベルトの補助的装置です

エアバックはシートベルトを着用していてこそ効果を発揮するものです。
シートベルトを着用していないと、かえって怪我をすることにもなりかねません。

平成25年中の自動車乗車中死者27人（小特を除く）

着用　9人

非着用　18人

着用率 33.3%

非着用者18人のうち9人（50%）が、シートベルトを着用していれば助かった可能性があります。

シートベルトはあなたの命を守る最後の「とりで」です！

滋賀県のチャイルドシート使用率

60.8%　全国23位

平成25年4月　チャイルドシート使用率全国調査による

＜事故事例＞

昨年、滋賀県で発生した交差点での出合頭事故で、チャイルドシートを使用していなかった幼児が死亡しました。

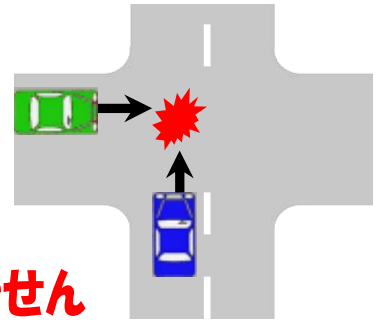

抱っこやシートベルトなどでは幼児の命は守れません

チャイルドシートは使用の方法を誤ると、効果がなくなりますので、取扱説明書をよく読んで、正しく使用しましょう。

子どもの体格に合い、座席に確実に固定できるチャイルドシートを選びましょう。

施設の窓口で掲示するなど、必要な方々にご覧いただけるようご協力ください。

ＦＡＸ配信からインターネットのE-mail配信に変更のご希望があれば、
下記にご連絡ください。 また、県警HPでもご覧いただけます。

滋賀県警察本部交通企画課 高齢者交通安全推進室 ふれあいチーム
TEL 077-522-1231 （代表）　Eメール x0022@police.pref.shiga.jp